社会福祉法人愛心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(評議員の報酬)

- 第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づき報酬及び実費弁償費を 支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

- 第3条 理事が理事会に出席したときは、別表2に基づき報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった 場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に基づき報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

- 第4条 監事が理事会に出席したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が理事会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及 び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費 弁償費を支払うことができるものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

附 則 この規程は、平成28年6月1日より適用する。

附 則 この規程は、平成29年6月16日より適用する。

役員等の報酬に関する規程

別表1 (日額)

名 称	報酬(※)	実費弁償費(※)
評議員会出席報酬	5,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2 (日額)

名 称	報酬(※)	実費弁償費(※)
理事会出席報酬	5,000円	2,000円
理事長業務報酬	5,000円	2,000円
理事業務報酬	5,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3 (日額)

名 称	報酬(※)	実費弁償費(※)
理事会出席報酬	5,000円	2,000円
監事監査指導報酬	10,000円	2,000円
監事業務報酬	5,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表4 (日額)

名 称	報酬(※)	旅費・宿泊費
出張報酬	5,000円	実 費

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする